

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議員が公務のため<u>墨田区の区域外に出張したときは、その費用を弁償する。</u></p> <p>2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</p> <p>3 費用弁償の支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和33年墨田区条例第20号)の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 議員が公務のため<u>旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</u></p> <p>2 前項の<u>旅費</u>の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とし、その額は副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</p> <p>3 <u>議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、前項の規定にかかわらず、定額旅費を支給する。</u></p> <p>4 <u>前項の定額旅費の額は、1日につき5,000円とする。</u></p> <p>5 <u>旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和33年墨田区条例第20号)の適用を受ける職員の例による。</u></p>

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用する。